ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県篠山市福住
字大畑口　七五〇番四　一号
字仁入道　一二六番一　二号から七号まで
一一八番　八号及び九号
一二三番五　十号
一二九番　十一号
一二八番　十二号
一二七番一　十三号及び十四号

十(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宮ノ谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

兵庫県朝来市多々良木
字大谷　四七番二
四八番二
四九番一及び四九番二
五〇番一から五〇番三まで
五一番一から五一番三まで
五二番一から五二番三まで
五三番一及び五三番三から五三番八まで
五四番一及び五四番二
五五番三から五五番八まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県朝来市多々良木
字大谷　五五番一　一号から三号まで
四八番一　四号から十号まで

十一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
田井南川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県美方郡新温泉町田井
字大谷　六九五番　一号
七五七番　二号から四号まで
七五四番　五号及び六号
七五三番　七号及び八号
七三一番　九号
七五〇番　十号
七四〇番　十一号
七二六番一　十二号及び十三号
七一二番　十四号

○国土交通省告示第八百七十号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十九年九月十三日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4882号	船外機（小型船舶用）	07003F	スズキ株式会社	ピニオンギアの材質及びスターターモーターの変更
第4883号	〃	08002F	〃	〃
第4884号	〃	09003F	〃	〃

○国土交通省告示第八百七十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年九月十三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5520号	船外機（小型船舶用）	10004F	スズキ株式会社	静岡県浜松市南区高塚町300番地

○九州地方整備局告示第百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十七日

九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	十号	霧島市隼人町真孝字松山二〇二七番四から同市隼人町真孝字西浜田二六三〇番一まで	九州地方整備局及び鹿児島国道事務所

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日
平成二十九年九月二十八日

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣安倍晋三はアメリカ合衆国へ出張のところ九月二十二日帰朝した。
国務大臣
国家公安委員会委員長小此木八郎帰朝につき国家公安委員会委員長事務代理を免ずる
同
上川　陽子
内閣府特命担当大臣小此木八郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（防災担当）事務代理を免ずる
田内　正宏　丸山　純一　新美　潤
石井　哲也　石兼　公博　岡田　誠司
特命全権大使に任命する（各通）
特命全権大使
紀谷　昌彦
願に依り本官を免ずる
（在中華人民共和国日本国大使館公使）同　四方　敬之
日中漁業共同委員会委員たる日本政府代表を免ずる
（大臣官房参事官兼アジア大洋州局）同　鯰　博行
日韓大陸棚共同委員会委員たる日本政府代表を命ずる
日韓漁業共同委員会委員たる日本政府代表を命ずる
（資源エネルギー庁資源・燃料部長）経済産業事務官　小野　洋太
日韓大陸棚共同委員会委員たる日本政府代表を命ずる

（大臣官房審議官兼アジア大洋州局）外務事務官　石川　浩司
日中漁業共同委員会委員たる日本政府代表を命ずる